

東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務 公募型プロポーザル説明書

東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務に係る手続開始の公告に基づく公募型プロポーザル方式による手続については、この説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務
- (2) 業務内容 東部地域産業振興センター（仮称）新築工事の基本設計及び実施設計業務
(対象施設の詳細は別添「建築設計業務特記仕様書(案)」による)
- (3) 委託費の上限 87,346千円（消費税抜き、特別経費18,600円を含む。）
※令和5年度設計業務委託等技術者単価により算定した金額である。
※構造適合性判定手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料を含まず。
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和7年8月末まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、共同企業体（2者で構成するもので、その出資比率がいずれの構成員も35パーセント以上であるものに限る。）とし、その構成員は次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) この手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者ではないこと。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- (3) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和4年山口県告示第365号）の二の（一）の規定により格付された一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）が、公告日時点において、建築関係建設コンサルタント業務の等級区分A等級であること。
- (4) 競争入札参加資格の建設工事に係る通知を受けていないこと。
- (5) 主たる営業所を山口県内に有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を山口県内で受けていること。
- (6) この手続において、共同企業体の構成員として重複していないこと。

3 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、参加表明書及び技術提案資料等の提出者の組織に所属していること。また、管理技術者は1級建築士であり、代表構成員の組織に所属していること。

- (2) 管理技術者及び各担当主任技術者（意匠、構造、電気設備及び機械設備）はそれぞれ1名であること。
- (3) 管理技術者が各担当主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者が他の分野業務の担当主任技術者を兼任していないこと。
- (4) 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- (5) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント等が山口県建設工事等入札参加資格者である場合は、参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、指名停止の措置を受けていないこと。

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

令和5年	10月18日（水）	第1回質問書提出期限
	10月24日（火）	第2回質問書提出期限
	10月31日（火）	参加表明書の提出期限
	11月10日（金）	技術提案書等の提出期限
	11月下旬頃	特定通知
	12月中旬頃	委託契約締結

5 手続等

この手続に関する事項は、以下のとおりとする。

(1) 担当部局

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県総務部管財課 施設マネジメント推進班 （担当：小下、窪川、塩山）

電話：083-933-2216 FAX：083-933-2269

E-mail a10600@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 関係資料の交付

①資料名

- (ア) 手続開始の公告の写し
- (イ) プロポーザル説明書
- (ウ) 東部地域産業振興センター(仮称)整備設計業務プロポーザル審査評価基準
- (エ) 建築設計業務委託特記仕様書（案）
- (オ) 配置図
- (カ) 東部地域産業振興センター(仮称)整備基本計画
- (キ) 【参考】諸室一覧表
- (ク) 業務内容質問書【様式1】
- (ケ) プロポーザル参加表明書作成要領
- (コ) 参加表明書【様式2】
- (サ) 技術提案書作成要領
- (シ) 技術提案書【様式3】
- (ス) 参加資格申請について
- (セ) 共同企業体参加資格審査申請書【様式4】
- (ソ) 誓約書【様式5】

(タ) 共同企業体協定書【参考様式】

②交付期間 令和5年10月6日(金)から令和5年11月10日(金)まで

③交付方法 上記資料は山口県総務部管財課のホームページで配布する

(URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/228962.html>)

(3) 質問

①質問の方法

質問は業務内容質問書(様式1)をFAXにて受け付ける。

ただし、FAX送信後、(1)の担当部局担当者に着信確認のための電話連絡をすること。

なお、業務内容質問書には回答を受ける窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記すること。

※質問及び回答について、原則、口頭による個別対応は行わない。

②受付先 上記(1)に同じ

③受付期間

(第1回) 令和5年10月6日(金)から令和5年10月18日(水)午後5時まで(必着)

(第2回) 令和5年10月20日(金)から令和5年10月24日(火)午後5時まで(必着)

④回答の方法

下記の日程で全ての質問及び回答を山口県ホームページに掲載する。

(第1回) 令和5年10月20日(金)

(第2回) 令和5年10月26日(木)

(4) 参加表明書の提出

①提出期限 令和5年10月31日(火) 午後4時(必着)

②提出場所 上記(1)に同じ

③提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。)

(5) 技術提案書及び参加資格審査申請書の提出

①提出期限 令和5年11月10日(金) 午後4時(必着)

②提出場所 上記(1)に同じ

③提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。)

(6) プロポーザルの特定

①審査委員会が審査評価基準に基づいて参加表明書及び技術提案書等を審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として特定する。

②最高得点者が複数者いる場合は、審査評価基準「4(1)施設の特性に考慮した建築計画について」の評価点が最も高い者を委託候補者として特定する。

③特定された場合であっても、技術提案書の内容の履行を保証するものではない。

④見積価格が著しく低い場合には、「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」を準用し、調査を行い、当該業務の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、特定を見送ることもある。

(7) 委託候補者特定の通知

(6)において特定された委託候補者に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、委託候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びそ

の理由を通知する。

6 現地説明等

現地説明会は実施しない。

7 プロポーザルの特定基準

(1) 評価項目、評価事項及び配点

	評価項目	評価事項	配点
客観的評価	1. 提案者の実績（業務経歴等）	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の同種・類似業務の実績 ・事務所の建築設計委託業務成績評定の実績 ・管理技術者の同種・類似業務の実績、継続学習取組状況 	30点
	2. 設計体制（技術者等の経験と能力）	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する技術者の資格、実績、継続学習取組状況 ・構造担当者の資格、継続学習取組状況 ・電気・機械設備担当者の資格及び実務経験 	25点
	3. 見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の価格 	5点
主観的評価	4. 計画に当たっての考え方		
	(1) 施設の特性に考慮した建築計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の方策の的確性、独創性及び実現性等 	20点
	(2) コストの縮減及び工事施工に係る考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の方策の的確性、独創性及び実現性等 	10点
	(3) 円滑な業務の遂行に向けての考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の方策の的確性、独創性及び実現性等 	10点

詳細は別添「東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務プロポーザル審査評価基準」による。

(2) 同種・類似業務実績

- ①同種業務実績とは、庁舎の建築物（警察署及び消防署を除く。）の基本設計又は実施設計で、平成25年度以降に業務が完了したもののうち、「延べ面積3,000㎡以上の新築」に係るものをいう。
- ②類似業務実績とは、庁舎の建築物（警察署及び消防署を除く。）の基本設計又は実施設計で、平成25年度以降に業務が完了したもののうち、「延べ面積1,500㎡以上の新築」に係るものをいう。
- ③同種・類似業務実績（様式2-1・様式2-3・様式2-4）に記載する設計業務実績の件数はそれぞれ1件までとする。
- ④同種・類似業務の実績の記載にあたっては、同種業務実績を優先するものとする。

8 審査委員会

審査委員会の構成は以下のとおりとする。

(審査委員会名簿)

職 名	氏 名	備 考
総務部 管財課長	江崎 典司	委員長
産業労働部 産業政策課長	東 泰宏	産業（施設整備）
土木建築部 建築指導課長	兼崎 浩佳	建築
土木建築部 建築指導課 主幹	田村 昭広	設備（電気）
土木建築部 建築指導課 主幹	横尾 輝	設備（機械）

9 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず当業務に関する連絡を求めた場合
- (2) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 参加資格を有していない場合

10 随意契約に係る見積書の徴収

審査委員会が特定した委託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とする。ただし、特定した委託候補者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合等においては、次点の者を見積書の徴収の相手方とする。

11 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 関係資料を入手するための照会窓口は上記5(1)に同じとする。
- (3) 無効となる参加表明書及び技術提案書等
 - ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑥虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑦見積価格（消費税抜き）が上記1(3)に示した金額を超えるもの
- (4) 受注機会の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) その他

- ①提出期限までに参加表明書を提出していない場合は、技術提案書等を提出することはできない。
- ②参加表明書及び技術提案書等の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③提出された参加表明書及び技術提案書等は、委託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ④参加表明書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ⑤提出された書類は、委託候補者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑥提出期限以降における参加表明書及び技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した事項（配置予定の技術者）は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ⑦提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しない。
- ⑧審査結果は、委託候補者として特定された共同企業体名の名称及び各参加者の評価点数を山口県総務部管財課のホームページで公表する。
- ⑨提出された参加表明書及び技術提案書等の公表は行わない。
- ⑩委託候補者の技術提案書における「審査評価基準4.（3）円滑な業務の遂行に向けての考え方について」の提案内容は、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。
- ⑪技術提案書の作成のために発注者より受領した資料及び技術提案書等は、発注者の了解なく公表し、使用することはできない。
- ⑫参加表明書及び技術提案書等の提出は、共同企業体1者につき1案とする。